

## エネルギー回収型廃棄物処理施設建設・運営事業 リスク管理方針書

### 1. リスク管理方針書の目的

天山地区共同環境組合（以下「組合」という。）は、エネルギー回収型廃棄物処理施設建設・運営事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に準じて、DBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。

この事業を効率的かつ円滑に進めるためには、多種多様なリスクを組合と民間事業者で適正に分担することが必要である。

リスク管理方針書は、本事業の実施に関するリスクを抽出し、「リスクを管理できるものが当該リスクを分担する」という考え方のもとで、事業の実施に際して、発生する可能性のあるリスクの抽出、組合と民間事業者のリスク分担の考え方や対応策を検討することにより、リスクが顕在化した場合でも影響を最小限に留める仕組みを構築すること及びリスク管理を徹底し、事業の安定性・安全性の担保に資することを目的とする。

### 2. 事業リスクに係るリスク抽出シートの位置付け

「事業リスクに係るリスク抽出シート」に示すリスク内容は、エネルギー回収型廃棄物処理施設建設・運営事業 入札説明書に示す「別紙4 リスク分担表」のリスクのうち、重要なものを細分化したものである。

「事業リスクに係るリスク抽出シート」は、当該リスクに対する契約などの当事者、契約等を含む内容等を参考として示すものである。

### 3. リスク対応の考え方

リスク対応としては、大きく「①違約金を請求する」、「②損害賠償を請求する」、「③当該費用を負担する」の考え方がある。

組合及び事業者それぞれにおいて大きな過失があると想定されるものは、「①違約金を請求する」、「②損害賠償を請求する」との考え方となる。

#### (1) 違約金を請求する事項

- ・事業者の都合による契約未締結（独占禁止法、暴力団排除関連を含む）
- ・事業者の債務不履行（事業中止となる場合）
- ・事業者の設計ミス等（事業中止となる場合）

など

#### (2) 損害賠償を請求する事項（ペナルティによる減額を含む）

- ・組合の都合による契約未締結、事業内容変更
- ・組合の債務不履行（事業中止となる場合）
- ・許認可未取得
- ・工事遅延
- ・性能未達成（計画発電量の未達成等を含む）

など

#### (3) 当該費用を負担する事項

- ・法令変更、税制変更等
- ・物価変動
- ・不可抗力、住民対応、第三者賠償
- ・工事費、運営費増大
- ・ごみ量・ごみ質の変動、搬入禁止物の混入
- ・施設破損

など

# 事業リスクに係るリスク抽出シート

(○)は主たるリスク、  
△は従たるリスクを示

項目	No.	リスクの内容			組合	事業者		組合が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するものを担保する方法(組合での対応策)	対象となる契約等	契約などの当事者	契約等を含む内容	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項	想定される事業推進への影響	発生する経費		建設	運営							
契約	1	契約段階のリスク	組合の責による場合	組合の政策方針の転換、財政破綻による支援や債務の不履行等が発生した場合 組合等が策定した計画の策定、変更、かしにより事業に影響があった場合	事業の中止、事業の再構築	既存施設の延命費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費	○		事業者の実行済み費用(損害)の負担		入札説明書	組合、代表企業、協力企業	■ 組合の責による損害賠償の支払い	
	2			入札書類に誤りや不備により事業契約の締結が遅延した場合	事業開始の遅延等	既存施設の延命費、事業再構築に係る経費、事業者の業務費(増加分)	○		事業者の遅延等に伴う費用(損害)等を負担		入札説明書	組合、代表企業、協力企業	■ 組合の責による損害賠償の支払い	
	3		事業者の責による場合	代表企業、協力企業のいずれかが、資格審査合格後、事業提案書提出前に入札参加資格を喪失した場合			-	-	-			入札説明書	組合、代表企業、協力企業	■ 入札参加資格の再審査(当該者は除外) ⇒組合が認めた場合に限り参画可能
	4			代表企業、協力企業のいずれかが、資格審査合格し、事業提案書提出後、落札者選定前に入札参加資格を喪失した場合			-	-	-			入札説明書	組合、代表企業、協力企業	■ 代表企業の場合 ⇒入札参加資格を取り消し ■ 代表企業以外の場合 ⇒入札参加資格の再審査(当該者は除外) ⇒組合が認めた場合に限り参画可能
	5			代表企業、協力企業のいずれかが、落札者選定後、事業契約の締結までに入札参加資格を喪失した場合			-	-	-			入札説明書	組合、代表企業、協力企業	■ 契約締結の可否を組合が判断
	6			事業契約の締結までに(独占禁止法、刑法、暴力団排除関連)入札参加資格を喪失した場合	事業開始の遅延等	既存施設の延命費、事業者の再選定及び再契約に係る経費				組合に生じた損害の負担	連帯責任による損害賠償の支払いを規定	入札説明書	組合、代表企業、協力企業	■ 損害賠償の支払い ■ 事業者の連帯責任を規定
	7			落札者決定後、事業者の自らの都合により事業契約を締結しない場合	事業開始の遅延等	既存施設の延命費、事業者の再選定及び再契約に係る経費				組合に生じた損害の負担	連帯責任による損害賠償の支払いを規定	入札説明書	組合、代表企業、協力企業	■ 損害賠償の支払い ■ 事業者の連帯責任を規定
	8			事業者の代表企業や協力企業の責に帰する事由(契約手続きの未実行、契約内容の未履行等)により契約の締結が遅れた場合	事業開始の遅延等	既存施設の延命費				組合に生じた損害の負担	損害賠償の支払いを規定	入札説明書	組合、代表企業、協力企業	■ 事業者の責による損害賠償の支払い
	9		組合、事業者のいずれの責にもよらない場合	法制度の変更、地震等の災害発生により、本事業の実施が不可能となる場合 議会での未決や未承認となる場合	事業の中止、事業の再構築	既存施設の延命費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費	○	○	○	自らの損害の負担	自らの損害の負担	双方が負担する旨を規定	入札説明書	組合、代表企業、協力企業
制度、法令変更	10	建設段階のリスク	法制度・許認可の新設、変更により事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	既存施設の延命費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費	○			契約の解除 建設事業者の業務変更に係る経費を負担		建設工事請負契約	組合、建設事業者	■ 出来形による支払い ■ 損害賠償なし	
	11		法制度・許認可の新設、変更により事業の変更が必要になった場合	工期延長、運営開始の遅延	既存施設の延命費、業務変更に係る経費	○			建設事業者の業務変更に係る経費を負担		建設工事請負契約	組合、建設事業者	■ 組合の条件変更による追加費用負担	
	12		税制度の変更等により建設事業者における税負担が変動する場合		税負担の増加		○			建設事業者の業務変更に係る経費を負担		建設工事請負契約 入札説明書	組合、建設事業者	■ 組合の条件変更による追加費用負担 ■ (消費税は法令に従い適切に取り扱う)
	13	運営段階のリスク	法制度・許認可の新設、変更により事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	外部へのごみ処理委託費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費	○			契約の解除 運営事業者の業務変更に係る経費を負担		運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ (契約解除は不可抗力に準ずる) ■ 実施業務分の支払い ■ 損害賠償なし	
	14		法制度・許認可の新設、変更により事業の変更が必要になった場合	運営休止、事業内容の変更	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費	○				運営事業者の業務変更に係る経費を負担		運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 組合の法令変更による追加費用負担
	15		税制度の変更等により運営事業者における税負担が変動する場合		税負担の増加		○			運営事業者の業務変更に係る経費を負担		運営業務委託契約 入札説明書	組合、運営事業者	■ 組合の条件変更による追加費用負担 ■ (消費税は法令に従い適切に取り扱う)
16		運営事業者の利益に課される税(法人税等)の負担が変動する場合		税負担の増加				○	運営事業者が税制変更に係る追加経費を負担	運営事業者が負担する旨を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 事業者の税制変更による追加費用負担	
政治	17	建設段階のリスク	組合の政策方針の転換、財政破綻等により事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	既存施設の延命費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費	○			契約の解除 建設事業者の業務変更に係る経費を負担		建設工事請負契約	組合、建設事業者	■ 組合都合による契約解除 ■ 出来形による支払い ■ 損害賠償の支払い	
	18		組合の政策方針の転換等により事業の変更が必要になった場合	工期延長、運営開始の遅延	既存施設の延命費、業務変更に係る経費	○			建設事業者の業務変更に係る経費を負担		建設工事請負契約	組合、建設事業者	■ 組合の条件変更による追加費用負担 ■ 組合の条件変更による損害賠償の支払い	
	19	運営段階のリスク	組合の政策方針の転換、財政破綻等により事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	外部へのごみ処理委託費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費	○			契約の解除 運営事業者の業務変更に係る経費を負担		運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 組合都合による契約解除 ■ 実施業務分の支払い ■ 損害賠償の支払い	
	20		組合の政策方針の転換等により事業の変更が必要になった場合	運営休止、事業内容の変更	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費	○				運営事業者の業務変更に係る経費を負担		運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 組合の条件変更による追加費用負担 ■ 組合の条件変更による損害賠償の支払い

事業リスクに係るリスク抽出シート

(○は主たるリスク、  
△は従たるリスクを示

項目	リスクの内容				組合	事業者		組合が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するものを担保する方法(組合での対応策)	対象となる契約等	契約などの当事者	契約等を含む内容	
	No.	事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項		想定される事業推進への影響		発生する経費	建設							運営
住民合意	21	建設段階のリスク	事業者の責によらない場合	事業の実施そのものに対する住民反対等が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延 事業内容の変更	既存施設の延命費、業務変更に係る経費	○		建設事業者の業務変更に係る経費を負担		建設工事請負契約	組合、建設事業者	■ 組合の責任及び費用での対応・解決	
	22		事業者の責による場合	工事計画の不備等により住民よりクレームがあった場合	工期延長、運営開始の遅延 事業内容の変更	既存施設の延命費、業務変更に係る経費		○	建設事業者の業務変更に係る経費を負担	追加費用の負担を規定	建設工事請負契約	組合、建設事業者	■ 事業者の責任及び費用での対応・解決	
	23	運営段階のリスク	事業者の責によらない場合	事業の実施そのものに対する住民反対等が発生した場合	運営休止、事業内容の変更	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費	○		運営事業者の業務変更に係る経費を負担		運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 組合の責任及び費用での対応・解決	
	24		事業者の責による場合	運営計画の不備等により住民よりクレームがあった場合	運営休止、事業内容の変更	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費		○	運営事業者の業務変更に係る経費を負担	追加費用の負担を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 事業者の責任及び費用での対応・解決	
不可抗力	25	建設段階のリスク	大規模災害による損害が大きく、事業の実施が不可能となる場合		事業の中止、事業の再構築	既存施設の延命費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費	○		契約の解除 建設事業者の業務変更に係る経費を負担		建設工事請負契約	組合、建設事業者	■ 出来形による支払い ■ 損害賠償なし	
	26		大規模災害による損害が発生し、修復のため遅延が発生する場合		工期延長、運営開始の遅延	災害復旧費、既存施設の延命費、業務変更に係る経費	○	△	災害復旧費を負担 建設事業者の業務変更に係る経費を負担	修復に要する費用の1%を建設事業者が負担する旨を規定	建設工事請負契約	組合、建設事業者	■ 組合は請負代金額の100分の1を超える額を負担	
	27	運営段階のリスク	大規模災害による損害が大きく、事業の実施が不可能となる場合		事業の中止、事業の再構築	外部へのごみ処理委託費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費	○		契約の解除 運営事業者の業務変更に係る経費を負担		運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 不可抗力等による契約解除 ■ 実施業務分の支払い ■ 損害賠償なし	
	28		大規模災害による損害が発生し、修復のため遅延が発生する場合		運営休止、事業内容の変更	災害復旧費、外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費	○	△	災害復旧費を負担 運営事業者の業務変更に係る経費を負担	年間委託費の1%を運営事業者が負担する旨を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 組合は年度委託費の100分の1を超える額を負担	
デフォルト(事業破たん・契約破棄等)	29	建設段階のリスク	事業者の責による場合	事業放棄、契約解除の申出の場合	事業の中止、事業の再構築	既存施設の延命費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費		○		組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払いを規定	建設工事請負契約	組合、建設事業者	■ 事業者の債務不履行による契約解除 ■ 契約違反による違約金の支払い ■ 損害賠償の支払い
	30			要求水準未達成のため契約が解除される場合	事業の中止、事業の再構築	既存施設の延命費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費		○		組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払いを規定	建設工事請負契約	組合、建設事業者	■ 事業者の契約違反による契約解除 ■ 契約違反による違約金の支払い ■ 損害賠償の支払い
	31		組合の責による場合	組合の本契約違反による業務履行が不可能の場合	事業の中止、事業の再構築	既存施設の延命費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費	○		事業者の実行済み費用(損害)の負担		建設工事請負契約	組合、建設事業者	■ 組合の契約違反による契約解除 ■ 出来形による支払い ■ 損害賠償の支払い	
	32	運営段階のリスク	事業者の責による場合	事業放棄、重大な契約違反の場合	事業の中止、事業の再構築	外部へのごみ処理委託費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費		○		組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払いを規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 事業者の債務不履行による契約解除 ■ 契約違反による違約金の支払い ■ 損害賠償の支払い
	33			要求水準の未達、債務不履行が猶予期間を経過しても改善が見込めない場合	事業の中止、事業の再構築	外部へのごみ処理委託費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費		○		組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払いを規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ (猶予期間を与える) ■ 事業者の契約違反による契約解除 ■ 契約違反による違約金の支払い ■ 損害賠償の支払い
	34		組合の責による場合	組合の本契約違反による業務履行が不可能の場合	事業の中止、事業の再構築	外部へのごみ処理委託費、事業再構築に係る経費、事業者の実行済み業務費	○		事業者の実行済み費用(損害)の負担		運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 組合の契約違反による契約解除 ■ 実施業務分の支払い ■ 損害賠償の支払い	
	35			組合が債務の履行を行わない事態が一定期間継続した場合										
36	建設/運営段階のリスク	談合その他の不正行為、暴力団の関与による違約金、損害賠償が発生した場合		事業の中止、事業の再構築	既存施設の延命費または外部へのごみ処理委託費、事業再構築に係る経費、事業者の業務費(増加分)		○	○		組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払いを規定	基本契約	組合、建設事業者 運営事業者 代表企業・協力企業	■ 事業者の法令違反による違約金の支払い ■ 損害賠償の支払い ■ 事業者の連帯責任を規定
処理対象物の供給リスク	37	運営段階のリスク	実処理量と計画ごみ量との変動が生じた場合のコスト変動			用役費の増加	○		増減分を負担		運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 変動費の処理準備をもって変動費を算定	
	38		搬入する一般廃棄物等のごみ質が契約に規定する範囲(高質～低質)内で変動した場合			用役費の増加		○	増減分を負担	運営事業者の責任の旨を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ (計画ごみ質の範囲内に限り、事業者は委託費の変更を請求できない)	
	39		搬入するごみ質が契約に規定する以上に著しく変動した場合のコスト変動			用役費の増加 修繕費	○		増減分を負担	協議を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 別段の定めがある場合を除き組合が負担 ■ 組合が合理的と判断した上で負担 ■ (協議の上、追加的費用を負担)	
	40		災害廃棄物等の搬入によりごみ量・ごみ質が変動した場合のコスト			用役費の増加	○		増減分を負担(一定以上)	協議を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 組合が合理的と判断した上で負担 ■ (協議の上、追加的費用を負担)	
	41		事業者の注意義務違反の場合	処理不適物混入による施設破損等	運営休止(故障)	外部へのごみ処理委託費、復旧費		○	ごみ処理費、復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 事業者の責めによる費用負担	
	42		事業者の注意義務違反の場合を除く	処理不適物混入による施設破損等	運営休止(故障)	外部へのごみ処理委託費、復旧費	○		ごみ処理費、復旧費を負担		運営業務委託契約	組合、運営事業者	■ 組合の責めによる追加費用負担	
施設の性能	43	建設段階のリスク	試運転、引渡性能試験の結果、契約で規定した要求水準等に未達の場合		工期延長、運営開始の遅延	既存施設の延命費、事業者の業務費(増加分)		○	組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	建設工事請負契約	組合、建設事業者	■ (直ちに補修) ■ (工期の延長変更) ■ 事業者の責めによる損害賠償の支払い	
	44		重大なかしが発見された場合		工期延長、運営開始の遅延	既存施設の延命費、事業者の業務費(増加分)、復旧費		○	組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	建設工事請負契約	組合、建設事業者	■ (直ちに補修) ■ (工期の延長変更) ■ 事業者の責めによる損害賠償の支払い	

事業リスクに係るリスク抽出シート

(○)は主たるリスク、  
△は従たるリスクを示

項目	No.	リスクの内容				組合	事業者		組合が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するリスクへの対応等	事業者が負担するものを担保する方法(組合での対応策)	対象となる契約等	契約などの当事者	契約等を含む内容	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項	想定される事業推進への影響	発生する経費	調査費、改善費		建設	運営							
施設の性能	45	運営段階のリスク	要監視基準値の未達成	事業内容の変更	調査費、改善費			○		調査費、改善費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■(事業者は原因究明、補修改善等を行う)	
	46		停止基準値の未達成	運営休止、事業内容の変更	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費			○		ペナルティの設定	ペナルティルールを規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■(事業者は原因究明、補修改善等を行う) ■ペナルティによる減額	
	47		要求水準の未達成	運営休止、事業内容の変更	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費			○		ペナルティの設定	ペナルティルールを規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■(事業者は原因究明、補修改善等を行う) ■(猶予期間を与える) ■ペナルティによる減額	
	48		性能の未達成が不可抗力、計画ごみ量・計画ごみ質からの逸脱により発生した場合	運営休止、事業内容の変更	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費	○			調査費、改善費を負担			運営業務委託契約	組合、運営事業者	■(事業者は原因究明、補修改善等を行う) ■(発生原因に応じた対応)	
	49		性能の未達成が組合の条件変更等により発生した場合	運営休止、事業内容の変更	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費	○			改善費を負担			運営業務委託契約	組合、運営事業者	■(事業者は原因究明、補修改善等を行う) ■組合の責の場合は組合負担	
	50		事業者(建設事業者)の責による場合	性能の未達成が施設設計・施工のかしにより発生した場合	外部へのごみ処理委託費、業務変更に係る経費			○	改善費を負担	調査費、改善費を負担	建設事業者の責任の旨を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■(事業者は原因究明、補修改善等を行う) ■(建設事業者の責めに帰すべき設計又は施工上のかしに起因する場合は責めを負わない)	
	51		事業終了時のリスク	事業者の責による場合	性能、要求水準の未達成	事業終了の遅延、事業内容の変更				復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■事業者の責めによる費用負担 ■(事業者は事業期間終了後1年の間に事業者の責めに帰すべき事由に起因する性能未達成が発生した場合には改修等必要な対応を行う)	
コスト増大	52	建設段階のリスク	組合の責による場合	組合の条件変更等により工事費の増加が発生した場合	建設事業者の業務変更に係る経費	○			建設事業者の業務変更に係る経費を負担			建設工事請負契約	組合、建設事業者	■組合の条件変更による追加費用負担 ■組合の条件変更による損害賠償の支払い	
	53		事業者の責による場合	組合の責によらず工事費の増加が発生した場合	建設事業者の業務変更に係る経費			○	増大事業費の負担	建設事業者の責任の旨を規定	建設工事請負契約	組合、建設事業者	■工事目的物の引渡し前の一般的損害の負担		
	54	運営段階のリスク	組合の責による場合	組合の条件変更等により運営費の増加が発生した場合	運営事業者の業務変更に係る経費	○			運営事業者の業務変更に係る経費を負担			運営業務委託契約	組合、運営事業者	■必要に応じた委託費の変更 ■組合の責めによる損害賠償の支払い	
	55		事業者の責による場合	組合の責によらず運営費の増加が発生した場合	運営事業者の業務変更に係る経費			○	増減分を負担	運営事業者の責任の旨を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■別段の定めがある場合を除き、受注者は何らの支払いも請求できない		
運営資金調達	56	運営段階のリスク	運営資金を調達する		-	○		△				運営業務委託契約	組合、運営事業者	■(組合は毎月支払う) ※DBO方式の場合、高額な資金調達はなく、大きなリスクは発生しない	
物価変動	57	建設段階のリスク	物価変動により、建設費が変動する場合		物価変動費	○		△	物価変動費を負担	一定の範囲内は負担	見直しルールを規定	建設工事請負契約	組合、建設事業者	■見直しルールを規定 ※残工事代金額の1,000分の15を超える額	
	58	運営段階のリスク	物価変動により、運営費が変動する場合		物価変動費	○		△	物価変動費を負担	一定の範囲内は負担	見直しルールを規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■見直しルールを規定 ※固定費及び変動費単価の1,000分の15を超える額	
金利変動	59	-	金利上昇に伴うコストの増大となる場合		金利変動費	○			金利変動費を負担			-	-	■(起債の金利変動は組合が負う) ※DBO方式の場合、公共が資金調達するため、大きなリスクは発生しない	
施設破損	60	建設段階のリスク	組合の責による場合	調査、工事に係る事故が発生した場合	復旧費	○			復旧費を負担			建設工事請負契約	組合、建設事業者	■(事業者は臨機の措置をとる) ■組合の責めによる費用負担	
	61		事業者の責による場合	調査、工事に係る事故が発生した場合	復旧費			○	復旧費を負担	建設事業者の責任の旨を規定	建設工事請負契約	組合、建設事業者	■(事業者は臨機の措置をとる) ■事業者の責めによる費用負担		
	62	運営段階のリスク	事業者の責による場合	事故、火災等による本施設の修復等にかかるコスト増大	運営休止(故障)、修繕	外部へのごみ処理委託費、復旧費			○	ごみ処理費、復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■(事業者は臨機の措置をとる) ■事業者が通常予測し、対処できる事由は事業者が負担	
	63		事業者の使用者(第三者等を含む)による本施設の破損に伴うコスト増大	運営休止(故障)、修繕	外部へのごみ処理委託費、復旧費			○	ごみ処理費、復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	運営業務委託契約	組合、運営事業者	■(第三者の使用は事業者の責任及び費用において行い、当該第三者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰す)		
	64		組合の責による場合	外部者(第三者)による本施設の破損に伴うコスト増大	運営休止(故障)、修繕	外部へのごみ処理委託費、復旧費	○		ごみ処理費、復旧費を負担			運営業務委託契約	組合、運営事業者	■(事業者は臨機の措置をとる) ■事業者が通常予測し、対処できる事由以外は組合が負担	
遅延	65	建設段階のリスク	組合の責による場合	施設設計確認の遅れなど組合の事由により建設着工が遅延した場合	工期延長、運営開始の遅延			○	事業者の実行済み費用(損害)の負担			建設工事請負契約	組合、建設事業者	■(工期の延長変更) ■組合の責めによる追加費用負担 ■組合の責めによる損害賠償の支払い	
	66		組合の提示条件の不備や組合の指示により工程が変更した場合					○							
	67		事業者の責による場合	施設設計の遅れなど建設事業者の事由により建設着工が遅延した場合	工期延長、運営開始の遅延	既存施設の延命費、事業再構築に係る経費、事業者の業務費(増加分)			○	組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	建設工事請負契約	組合、建設事業者	■(工期の延長変更) ■事業者の責めによる損害賠償の支払い	
	68		工事の遅延、未完工による供用開始の遅延が発生した場合					○							
	69		対価の不払いの場合	事業開始の遅延等	事業者の業務費(増加分)			○		利息負担			建設工事請負契約	組合、建設事業者	■遅延利息の支払
	70	運営段階のリスク	対価の不払いの場合		事業者の業務費(増加分)			○		利息負担			運営業務委託契約	組合、運営事業者	■遅延利息の支払